

福島市木造住宅耐震診断補助事業 耐震診断希望者募集（令和8年度）

地震による住宅被害を防止するためには、耐震性を確保する必要があります。このため、「昭和56年以前の旧耐震基準で建てられた戸建て木造住宅」を対象に、耐震診断者を派遣します。

今回の耐震診断を契機に、耐震化工事の実施を是非ご検討ください。

1、募集戸数及び対象地域

募集戸数 6戸

対象地域 市内全域

2、対象となる住宅の主な要件（次の要件すべてを満たすもの）

- (1) 所有者が自ら居住する又は居住する予定の専用若しくは併用住宅（住宅の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2以上のもの）であること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅（昭和56年6月以後に増改築された住宅を除く）
- (3) 在来軸組工法、伝統的工法、桝組壁工法により建築された3階建て以下かつ400㎡未満の木造住宅
※桝組壁工法のうち、ハウスメーカー独自の工法によって建築されているものは、診断が実施できない場合があります。
- (4) 過去に、福島市による耐震診断等を受けていない住宅

3、補助金額及びお支払いいただく金額

診断にかかる費用のうち、市は下の表の「補助金額」を負担します。

申請者は、診断結果の説明終了時、下の表の「お支払い目安(税込)」の金額を、派遣された耐震診断者に直接お支払いいただきます。

住宅の延床面積・図面等の有無	診断にかかる費用	補助金額	お支払い目安 (税込)
200㎡以下※1 図面等あり※2	228,800円	220,000円	8,800円
200㎡以下 図面等なし	251,900円	234,000円	17,900円
200㎡超 図面等あり	305,800円	234,000円	71,800円
200㎡超 図面等なし	328,900円	234,000円	94,900円

※1 現地調査の結果、延床面積が200㎡を超える場合があります。

※2 「図面等あり」は、建築確認の申請書一式及び検査済証があり、かつ平面図には寸法及び柱・筋かいの位置が記載されていることを言います。

4、申込方法・問い合わせ先等

- (1) 募集受付 令和8年4月7日(火)～9月30日(水)まで
(予定戸数に到達次第終了。月締め、応募者多数の場合は抽選。予定戸数に達しない場合、再募集を行う場合あり)

(2) 必要書類及び申込方法

①～⑥の書類をご用意いただき、住宅政策課へご提出ください。

- ① 「木造住宅耐震診断者派遣申込書」
- ② 案内図
- ③ 建築確認の申請書一式及び検査済証(ある場合)
- ④ 建築時期ならびに床面積がわかるもの(建築確認通知書の写し、又は謄本の写し、又は固定資産税納税通知書の写し等)
- ⑤ 建物全景写真(2面程度)
- ⑥ 同意書

※③は確認後返却します。

※居住する予定の場合は、売買契約書等の写し、すみやかに居住することを示した誓約書等を添付する必要があります。

※市ホームページよりオンライン申請も可能です。

(3) 問い合わせ先

福島市役所 6階 住宅政策課住宅政策係

☎(直通) 024-525-3734

メール k-juu@mail.city.fukushima.fukushima.jp

木造住宅耐震診断補助事業のながれ

